

# 電子化・マイナンバーの導入に伴う 課税実務について

# 目次

① 電子化・マイナンバー制度について	・・・ 1
② 住基地課税の徹底	・・・16
③ 扶養控除要件確認の精度向上	・・・26
参考条文	・・・34

# ①電子化・マイナンバー制度について

# 社会保障・税番号制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

## 社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

### 効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

### 実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会



# 地方税分野における番号制度の利用場面

## ①番号を用いた地方税情報の管理

- 納税義務者等が提出する申請・届出等の記載事項に番号を追加
- エルタックスを通じて国税当局から提供される確定申告情報等や税当局間の通知に番号を追加
- 番号を用いた情報の名寄せ・管理

▶ 公平・公正な課税、事務の効率化

## ② 情報提供ネットワークシステムを通じた情報の取得

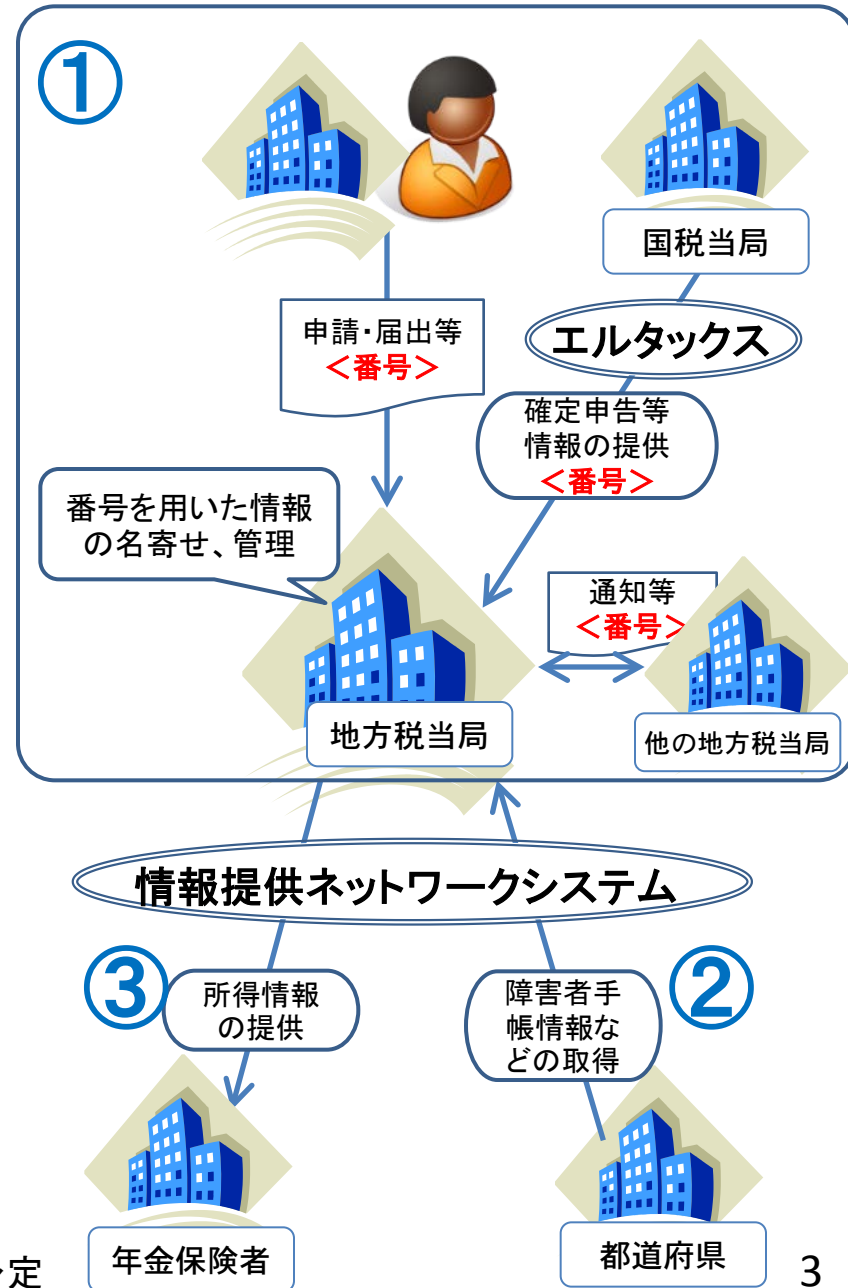
課税事務のため、現在は文書で照会している他の市町村の所得情報や、添付書類の提出を求めている障害者手帳の情報などをネットワークを通じて取得

▶ 公平・公正な課税、納税者の利便性向上

## ③ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報の提供

所得情報の提供により、社会保障分野の手続で求めている所得証明書の添付を省略

※このほか、マイナポータルを通じた納税者への情報提供も実施予定

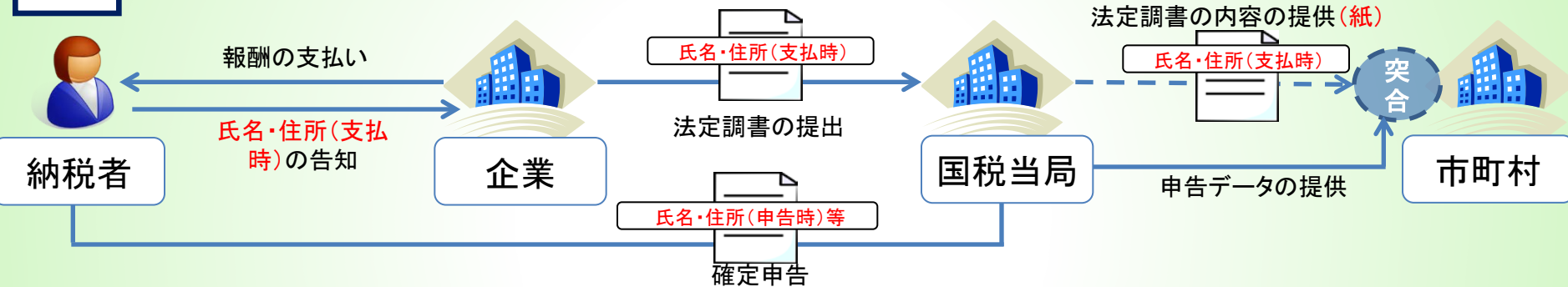


# ～地方税分野における番号制度の利用場面～

支払調書の名寄せの精度向上について

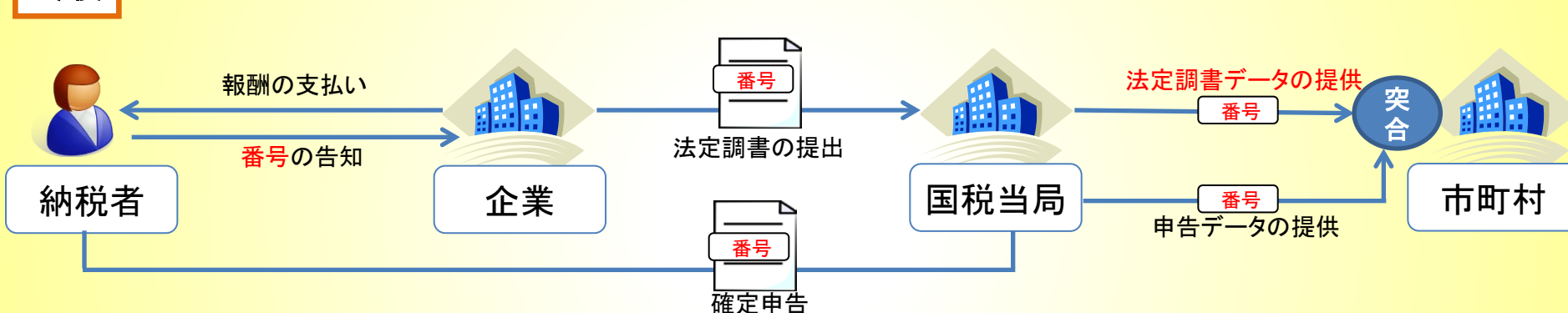
国税当局から提供される法定調書に個人番号が付され、申告情報との名寄せが容易になることで、申告された所得情報の確認、未申告者の洗い出しが効率的かつ的確に行われる。

## 現状



- 氏名・住所による法定調書と確定申告の突合は困難(原因:記載ミス、転居、氏名の変更、外字)
- 市町村が国税当局から情報提供を受けている法定調書は、一部を除いて電子データの提供はされておらず、多くの団体は手作業で突合

## 今後



- オンライン提供を受けた法定調書データについては、システムにより番号を用いて正確、効率的に申告情報と法定調書の内容を突合

効率的、的確な所得の確認、未申告者の洗い出しが可能に

# (参考)情報の収集・管理(市町村の税務部局による個人所得課税情報の名寄せ)

- 市町村の税務部局は、納税義務者全員について様々な資料や独自調査等による情報を名寄せして所得等の状況を把握している。

## 市町村の税務部局

### 【課税資料】

給与支払報告書※1  
約4,700万人※2

提出

※1 税務署への源泉徴収票の提出を要しないとされている支払金額500万円以下(一部例外あり)の場合も、市町村には提出。

※2 給与収入のある者のうち納税義務者の数

公的年金等支払報告書※3  
約1,300万人※4

提出

※3 税務署への源泉徴収票の提出を要しないとされている支払金額60万円以下(一部例外あり)の場合も、市町村には提出。

※4 公的年金収入のある者のうち納税義務者の数

確定申告書【写し】  
約2,100万人

税務署から入手

住民税申告書

提出

(国税庁から電子データで送信される)  
報酬・配当・利子等の法定調書※5

税務署から入手

氏名・住所・生年月日等により  
名寄せ・突合・調査

### 【独自調査等による情報】

○所得控除に係る調査による情報

扶養控除・配偶者控除等の対象要件の調査など

○法定調書等の各種課税資料の調査による情報

国税庁から電子データで送信される法定調書以外のものに係る調査など

○給与支払報告書未提出事業所の調査による情報

未提出事業所に対する聴き取り・実地調査など

○申告書未提出者の調査による情報

申告書未提出者に対する聴き取り・実地調査など

※5 次の5種類の法定調書。①利子等の支払調書、②報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、③配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤公的年金等の源泉徴収票

- ・ 扶養親族が控除対象要件を満たしているかなどの情報を確認できる。
- ・ 市町村と税務署の間で、新たに捕捉した所得情報等については相互に情報交換

# 固定資産情報の捕捉のためのマイナンバー利用について

## 政府税制調査会マイナンバー・税務執行ディスカッショングループ論点整理（平成26年4月）（抄）

### II. 具体的検討事項

#### （2）社会保障や税の給付と負担の公平化

#### ③ マイナンバーを活用した環境整備

##### （固定資産）

- 適正・公平な課税や負担能力に応じた公平できめ細かい社会保障の実現のためには、正確に所得や資産を把握することが重要である。したがって、固定資産についても、マイナンバーを付番することにより、複数の自治体に分散する固定資産を所有者ごとに把握できるようにすべきとの意見があったが、現在の不動産登記は必ずしも真の所有者を示していない等の課題もあり、実態を踏まえた実務的な検討が必要である。
- 地方自治体からすると、固定資産の捕捉は非常に大事であり、登記の段階で番号が付番され、それが自治体に送られてくれば非常に業務がやりやすい、との意見もあった。

## 経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日 閣議決定）（抄）

### 第3章 「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」

#### 5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

##### [5] 歳入改革、資産・債務の圧縮

##### （1）歳入改革

##### ① 歳入増加に向けた取組

##### （改革の基本方針）

##### ii) 課税等インフラの整備

- ・ マイナンバー制度を活用し、徴税コストの削減を図るとともに、担税力を適切に捕捉するため、金融及び固定資産情報（登記及び税情報を含む。）と所得情報をマッチングするなど、マイナンバーをキーとした仕組みを早急に整備するとともに、税・社会保険料徴収の適正化を進める。



## ～地方税分野における番号制度の利用場面～

番号法により情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供を受ける地方税分野での事務

- 現在は紙媒体等での照会により確認している被扶養者の所得等の確認や、障害者手帳の持参により確認している障害者減免の適用などが、社会保障・税番号制度の導入後は、情報提供ネットワークシステムを通じて照会することが可能となる。

### 情報提供を受ける地方税分野での事務の具体例(※ 番号法別表第二に規定)

税目	情報提供者	想定している具体的な事務	求める情報
個人住民税	都道府県知事	障害者控除の適用	障害者手帳に関する情報
	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報
	市町村長	家屋敷課税の判定	所得の額、障害者・未成年者・寡婦又は寡夫の該当の有無
		配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用	被扶養者等の所得の額、他の扶養親族となっていない旨等
固定資産税	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報
自動車税	都道府県知事	障害者減免の判定	障害者手帳に関する情報
個人事業税	都道府県知事	障害者減免の判定	障害者手帳に関する情報
	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報

## ～地方税分野における番号制度の利用場面～

番号法により所得情報等の提供を予定している事務

- 番号法の別表第二において、情報提供を受ける事務として120の事務が規定され、そのうち55の事務に所得情報等の地方税関係情報の提供が規定されている(平成27年7月現在)。

### 所得情報等の地方税関係情報を提供する具体例

分野	提供先	具体的な事務
医療・介護 (健康保険)	全国健康保険協会、 健康保険組合	健康保険法による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務、高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
医療・介護 (国民健康保険)	市町村長、 国民健康保険組合	国民健康保険法による一部負担金の算定に関する事務、高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (児童福祉)	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (児童扶養手当)	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (児童手当)	市町村長	児童手当法による児童手当又は特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (介護保険)	市町村長	介護保険法による高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (障害者福祉)	市町村長	障害者自立支援法による自立支援給付の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
労働等 (職業訓練)	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務



利用者負担の決定や給付の受給要件の確認に、現在は所得証明書等により確認しているが、社会保障・税番号制度の導入後は、情報提供ネットワークシステムを通じて照会することが可能となる。

# 今後の想定スケジュール

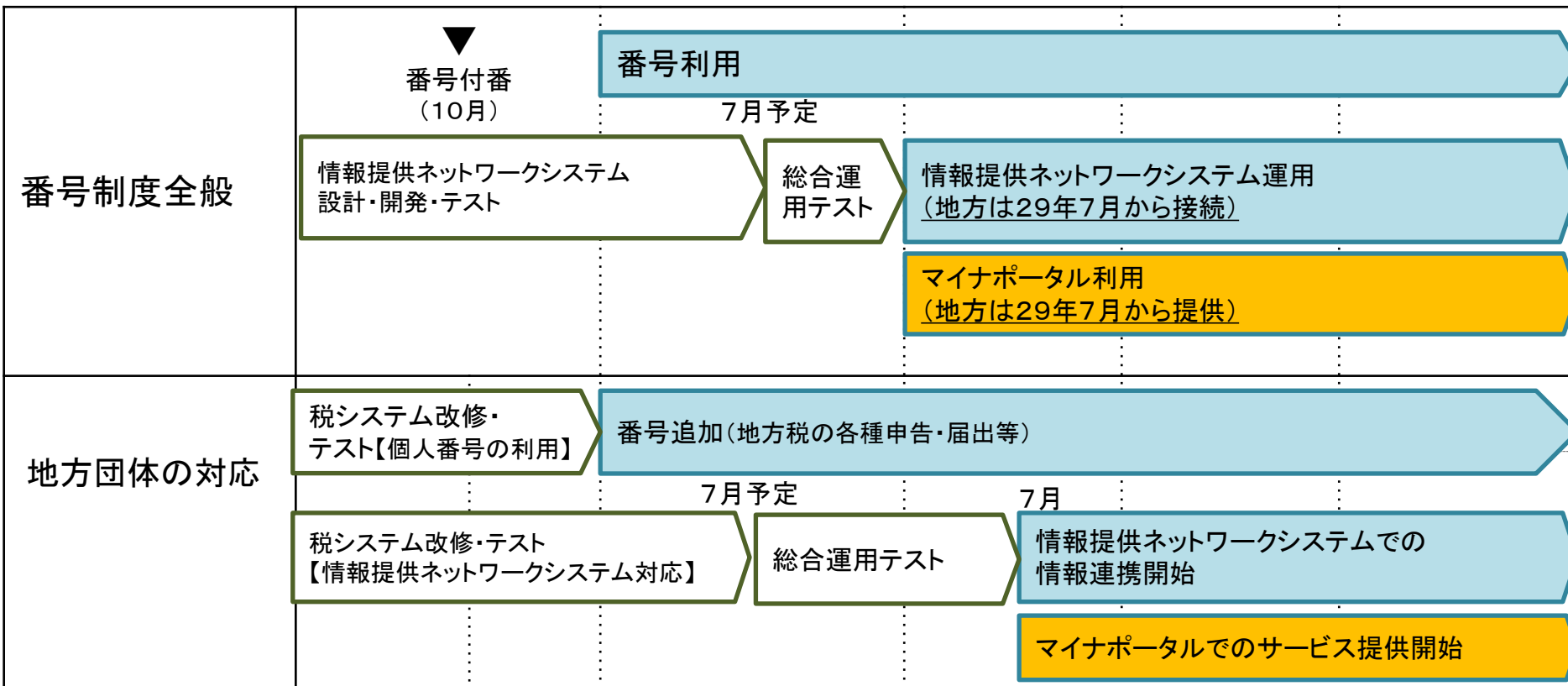
平成27年  
7月

平成28年  
1月

平成29年  
1月

平成30年  
1月

平成31年  
1月



## 1 地方税業務での番号の記載開始時期

○平成28年1月1日以後に行われる届出等に適用

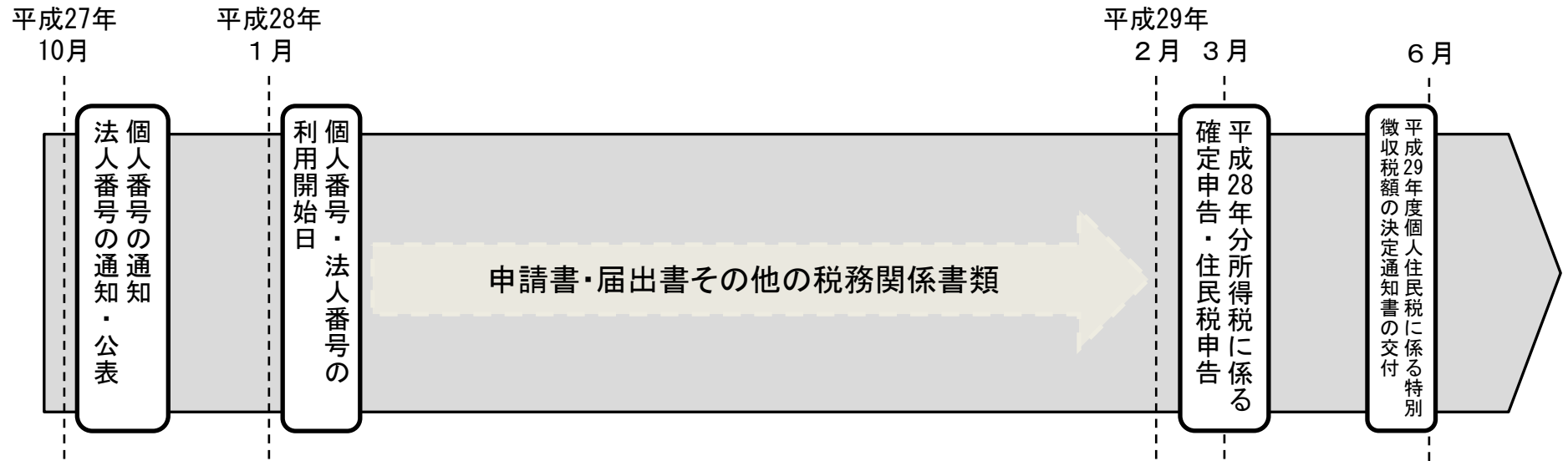
○ただし、個人住民税の給与支払報告書、特別徴収税額通知等は、平成29年度以後の年度分の個人住民税に適用  
法人二税の申告書等は、平成28年1月1日以後に開始する事業年度に係る申告に適用

## 2 地方税システム対応の時期

○平成28年1月からの個人番号利用及び平成28年7月から予定されている情報提供ネットワークシステムとの総合運用テストまでに、それぞれに必要な対応を終える必要

## 3 特定個人情報保護評価の実施にも留意が必要。

# 番号利用開始時期について



社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日 閣議決定）（抄）

別紙3

## （4）施行時期

### ① 原則

マイナンバー法における「番号」の利用開始日（以下「番号利用開始日」という。）の属する年分以後の所得税及び贈与税の申告書、同日の属する年分以後の所得に係る個人住民税の申告書、同日以後に開始する事業年度に係る法人税等の申告書、同日以後の相続又は遺贈に係る相続税の申告書、同日以後に開始する課税期間等に係る消費税等の申告書、同日以後に提出すべき申請書、届出書その他の税務関係書類（申告書及び法定調書を除く。）並びに同日以後の金銭等の支払等に係る法定調書及び告知・本人確認について適用する。

### ② 経過措置

法定調書の対象となる金銭等の支払等のうち、番号利用開始日前の契約の締結等の際に既に告知及び本人確認しているため当該契約の締結等の日以後の金銭等の支払等の都度、告知及び本人確認することを要しないこととされているものに係る「番号」の告知及び本人確認については、上記①にかかわらず、番号利用開始日から3年経過する日後の最初の金銭等の支払等の時までに行うことができることとする。また、当該期間内に提出すべき当該金銭等の支払等に係る法定調書については、「番号」の告知及び本人確認が行われなかった限り、当該法定調書に記載すべき事項のうち「番号」の記載は要しない。

# 個人番号・法人番号の取扱いについて

## 〔平成27年7月17日付け事務連絡の主なポイント〕

- ①平成28年1月1日以降に提出される申告書等について、個人番号・法人番号の記載を開始する。  
(自動車取得税・自動車税・軽自動車税における申告書・報告書(自動車取得税の修正申告書を含む。)には、個人番号・法人番号を当面記載しない。)
- ②納税通知書には、個人番号・法人番号を当面記載しない。  
(給与所得に係る特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用・納税義務者用)及び年金に係る特別徴収税額決定通知書(年金保険者用・納税義務者用)には、個人番号・法人番号を記載する。)
- ③更正・決定通知書には、個人番号・法人番号を記載しない。
- ④納付書・納入書には、個人番号・法人番号を原則記載しない。
- ⑤その他、個人住民税における給与支払報告書の提出など、特別徴収義務者においては、平成28年分の所得に対する手続から必要な個人番号・法人番号を記載する。

# マイナポータルについて

マイナンバー制度の導入に併せて新たに構築する個人ごとのポータルサイトを、マイナちゃんにちなみ「マイナポータル」とすることに決定しました。

マイポータルの機能や、これまでマイガバメントで提供としていた官民横断的なワンストップサービスなどを一体的に提供する個人ごとのポータルサイトとして、より親しみを感じられるよう「マイナちゃん」の名前にちなみ「マイナポータル」としました。



## マイナポータル

平成29年1月以降  
順次サービス開始予定

①自己情報表示  
自治体などが保有する自らの特定個人情報の閲覧

②情報提供等記録表示  
国や自治体などの間の特定個人情報のやり取りの記録の閲覧

③お知らせ情報  
自治体などからの予防接種や年金介護などの各種のお知らせの受け取り

④ワンストップサービス  
引っ越しなどライフイベントに関する手続きの官民横断的なワンストップ化

⑤電子私書箱  
行政機関や民間事業者などから支払証明書などの各種電子データを受領し活用する仕組み

⑥電子決済サービス  
納税や社会保障などの決済をキャッシュレスで電子的に行うサービス

ねんきんネット

e-Tax

連携先は今後eLTAX  
等に順次拡大する予定

他のサイトとのID連携、データ連携

**マイガバメント(仮称)** ※世界最先端IT国家創造宣言  
マイポータルを活用し利便性の高いオンラインサービスをPCや携帯端末など多様なチャンネルで利用可能に

**マイポータル(仮称)** ※マイナンバー法附則に基づく  
マイナンバーに係る情報表示や行政サービスを提供

①自己情報表示  
行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能

②情報提供等記録表示  
自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ情報提供したのかを確認する機能

③プッシュ型サービス  
一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能

④ワンストップサービス  
行政機関などへの手続きを一度で済ませる機能

## 給与支払報告書の電子的提出による提出率

年度	全提出 件数			eLTAX 利用率	(参考) 電子的提出率 (eLTAX及び 光ディスク等による 提出率)
		eLTAX による 提出件数	光ディスク等に よる 提出件数		
平成23年度	75,384,347	6,819,022	5,573,103	9.0%	16.4%
平成24年度	75,956,697	9,088,478	5,459,952	12.0%	19.2%
平成25年度	77,326,760	20,190,234	4,525,356	26.1%	32.0%
平成26年度	78,789,120	23,359,913	3,974,061	29.6%	34.7%

- ※ 全提出件数は、各団体において把握している当該年度内に受け付けた提出の全件数(eLTAX、光ディスク等の提出媒体、紙媒体の合計。訂正、現年度、過年度等の提出の種類を問わない。)。重複データ・不受理データ等の課税に使用しなかったデータを除いている。
- ※ eLTAXによる提出件数は、当該年度内に受け付けたeLTAXによる提出件数(訂正、現年度、過年度等の提出の種類を問わない。)。重複データ・不受理データ等の課税に使用しなかったデータを除いている。
- ※ 光ディスク等による提出件数は、当該年度内に受け付けた光ディスク等の提出媒体による提出件数(訂正、現年度、過年度等の提出の種類を問わない。)。重複データ・不受理データ等の課税に使用しなかったデータを除いている。

# 給与支払報告書の電子データによる提出義務

国税に提出する給与等に係る源泉徴収票についてe-Tax又は光ディスク等による提出が義務付けられる者(※)について、市町村に提出する給与支払報告書等の提出についても、eLTAX又は光ディスク等により行わなければならないこととする。

平成26年1月1日以降に提出する給与支払報告書から適用。

(※)基準年(前々年)に国税に提出する給与等及び公的年金等に係る源泉徴収票の提出枚数が1,000枚以上の者

## <提出義務の判定の例>

電子データによる提出の義務付け開始

平成24年

平成25年

平成26年

(基準年:平成24年)

平成27年

(基準年:平成25年)

税務署への給与等の源泉徴収票の提出枚数

700枚

1,100枚

1,300枚

源泉徴収票の電子データによる提出について

《義務なし》

(平成24年の提出枚数が1,000枚未満のため)

1,400枚

源泉徴収票の電子データによる提出について

《義務あり》

(平成25年の提出枚数が1,000枚以上のため)

地方税の給与支払報告書等についても電子データによる提出について

《義務なし》

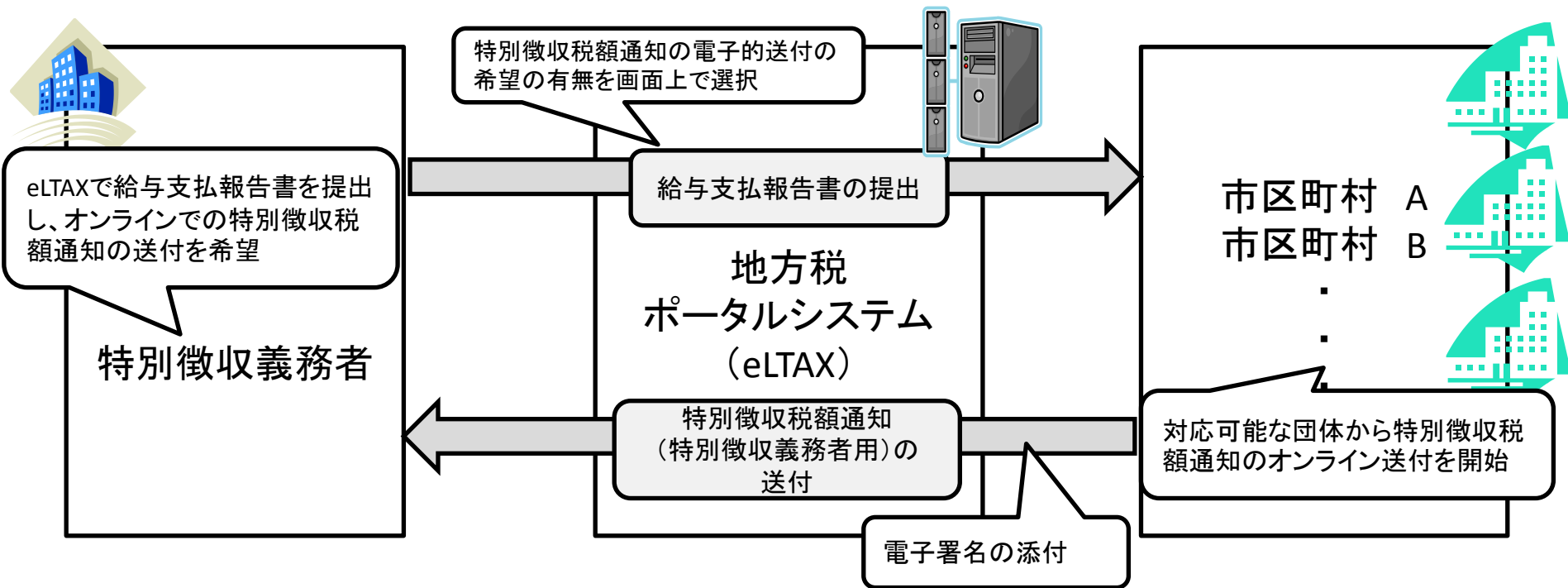
地方税の給与支払報告書等についても電子データによる提出について

《義務あり》



# 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子化のイメージ

- eLTAXの稼働(平成27年9月)に合わせ、eLTAXを通じて電子データで送付する特別徴収税額通知(市町村から特別徴収義務者への通知)に法的効力を持たせる。
- 対応可能な市区町村から特別徴収税額通知のオンライン送付を順次実施。



## <特別徴収税額通知の電子化のメリット>

- 特別徴収義務者にとっては、一部でも電子データで特別徴収税額通知が送付されることにより、通知を管理するためのデータの打ち込み作業等の軽減につながる。
- 市区町村にとっても書面での送付の省略等、一定の効率化につながる。

## <市町村で必要となる準備 >

- 特別徴収税額通知の電子データを作成するための、税務システムの改修(既に対応している団体は不要)
- 特別徴収税額通知に電子署名を付すための環境整備

## ②住基地課税の徹底

マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関する  
 アクションプログラム(抄)  
 (平成27年6月22日年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム決定)

(具体的施策の内容)

1. 国民の利便性向上

(2) 法人向け

検討事項	施策の具体的内容・実施時期等
1-10 源泉徴収票(国税)と給与 支払報告書(地方税)の様 式統一化と提出一元化	現在、国税の源泉徴収票と地方税の給与支払報告書は、それぞれ国と地方に提出されているが、マイナンバーの利用開始に合わせて、源泉徴収票と給与支払報告書の様式・データ形式を統一化し、一括作成・提出を可能とする仕組みを構築する。

○ 「年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム」メンバー

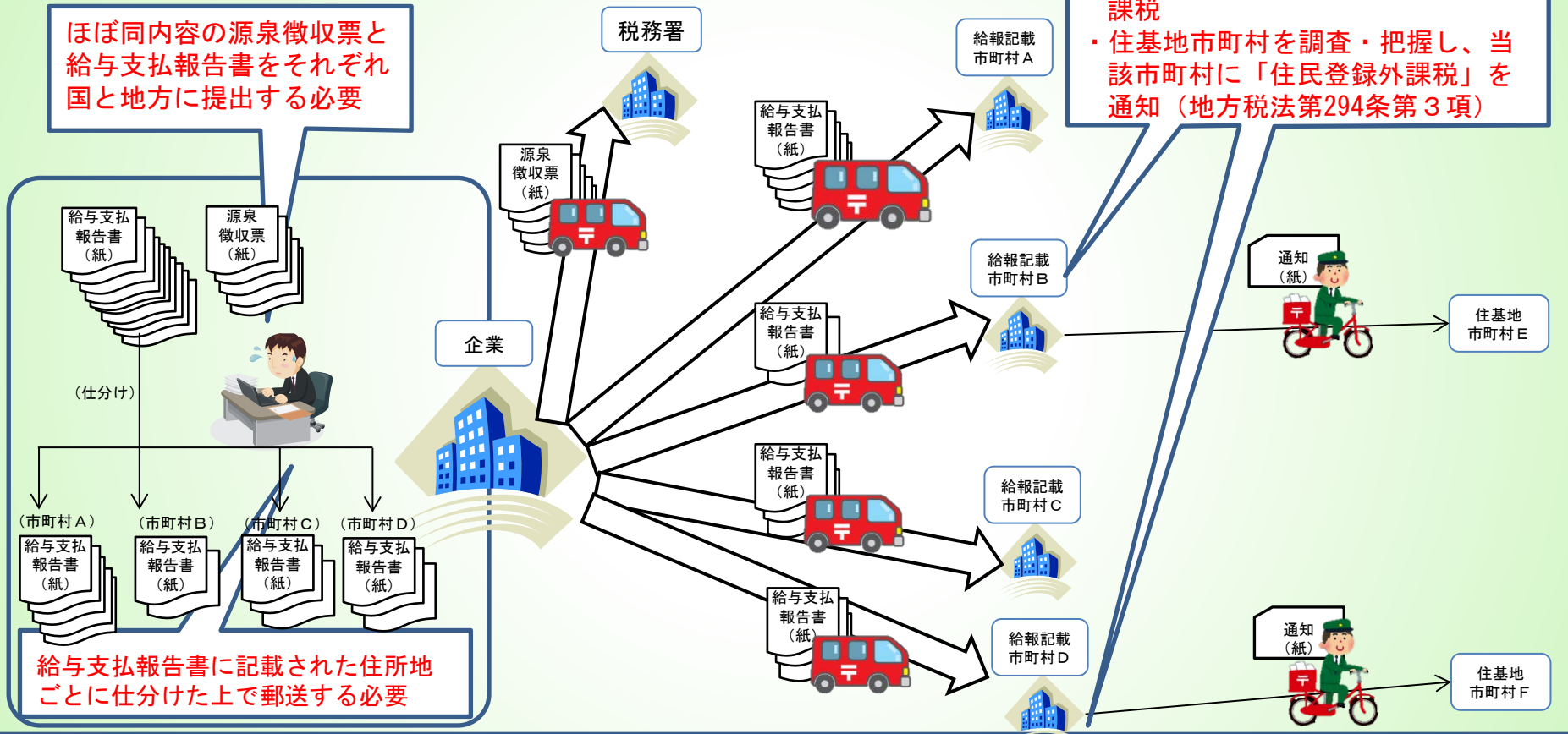
座長	内閣官房副長官	加藤 勝信
座長代理	内閣府大臣政務官	小泉 進次郎
	総務大臣政務官	あかま 二郎
	財務大臣政務官	大家 敏志
	厚生労働大臣政務官	高階 恵美子

※検討チームは、社会保障・税一体改革担当大臣の下に設置。

# 給与支払報告書の書面での提出状況

## 従前（書面による提出）

ほぼ同内容の源泉徴収票と給与支払報告書をそれぞれ国と地方に提出する必要



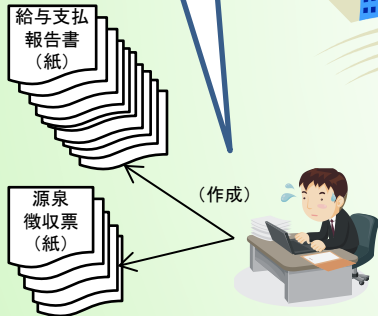
## 課題

- 企業は、ほぼ同内容である源泉徴収票と給与支払報告書をそれぞれ作成し、国と地方に提出する必要。
- 給与支払報告書（紙ベース）については、給与支払報告書に記載された住所地ごとに仕分けた上で郵送。（多大な事務作業負担）
- 給与支払報告書に記載された住所と住基地が異なる場合、住基地市町村を調査・把握した上で、当該市町村に「住民登録外課税」を行った旨を通知しなければならない。

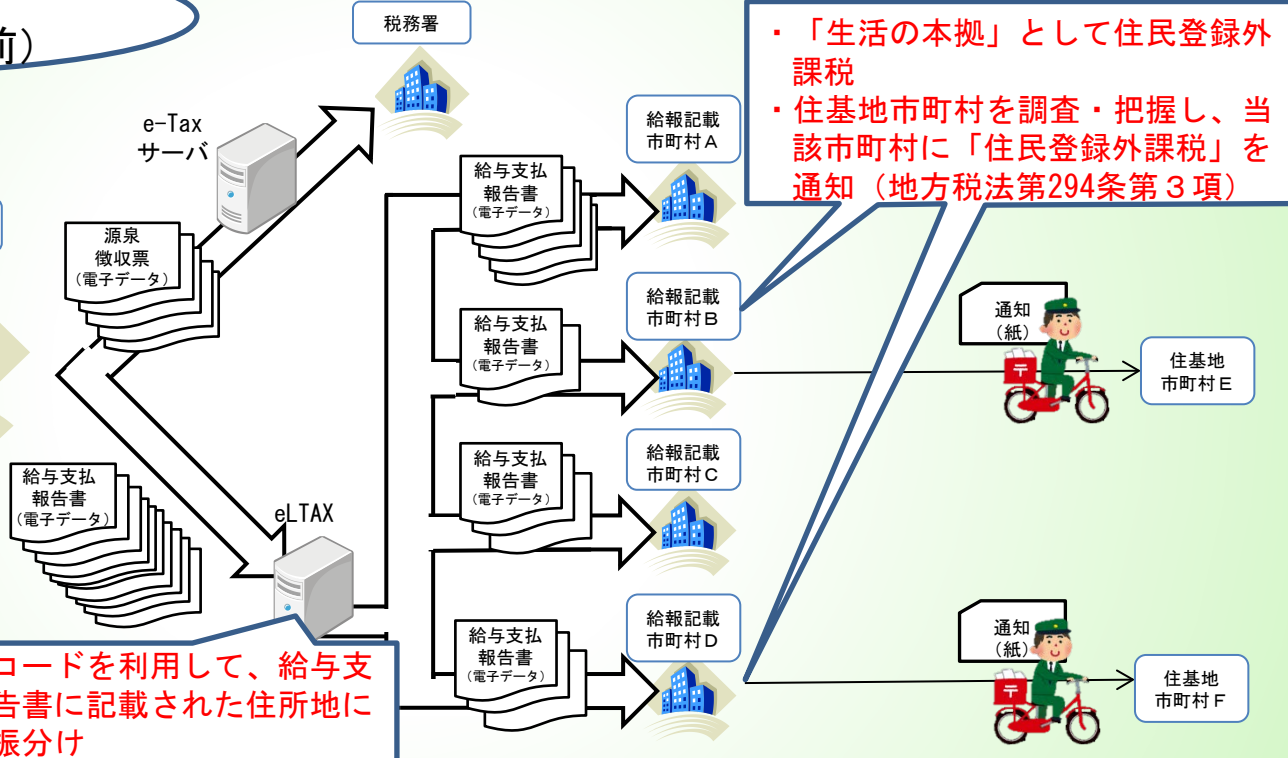
# 給与支払報告書の電子データでの提出状況

## 電子的提出 (マイナンバー導入前)

ほぼ同内容の源泉徴収票と給与支払報告書をそれぞれ国と地方に提出する必要



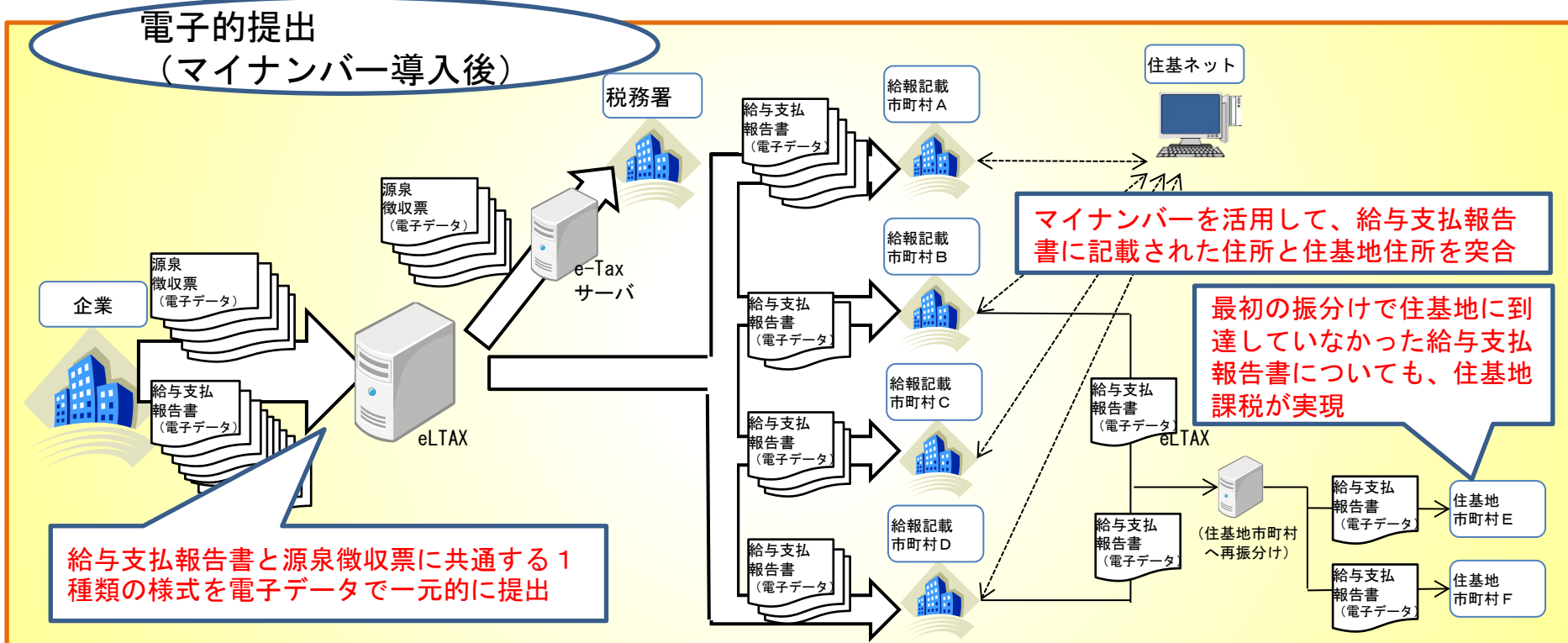
企業



## 課題

- 企業は、ほぼ同内容である源泉徴収票と給与支払報告書をそれぞれ作成し、国と地方に提出する必要。
  - 電子データの給与支払報告書を受け取った後の住基地市町村の調査・把握及び通知については紙の給与支払報告書を受け取った場合と同様。
- ⇒ 「住民登録外課税」が行われている現状下では、マイナンバー導入後においても、各種給付等（生活保護、児童扶養手当）に係る本人所得の確認を住基地市町村に対して「情報提供ネットワークシステム」を利用して照会しても、適切な回答を得られない可能性がある。（住民登録外課税をされた納税者の情報が、当該納税者の住基地に蓄積されないケースが生じる。）

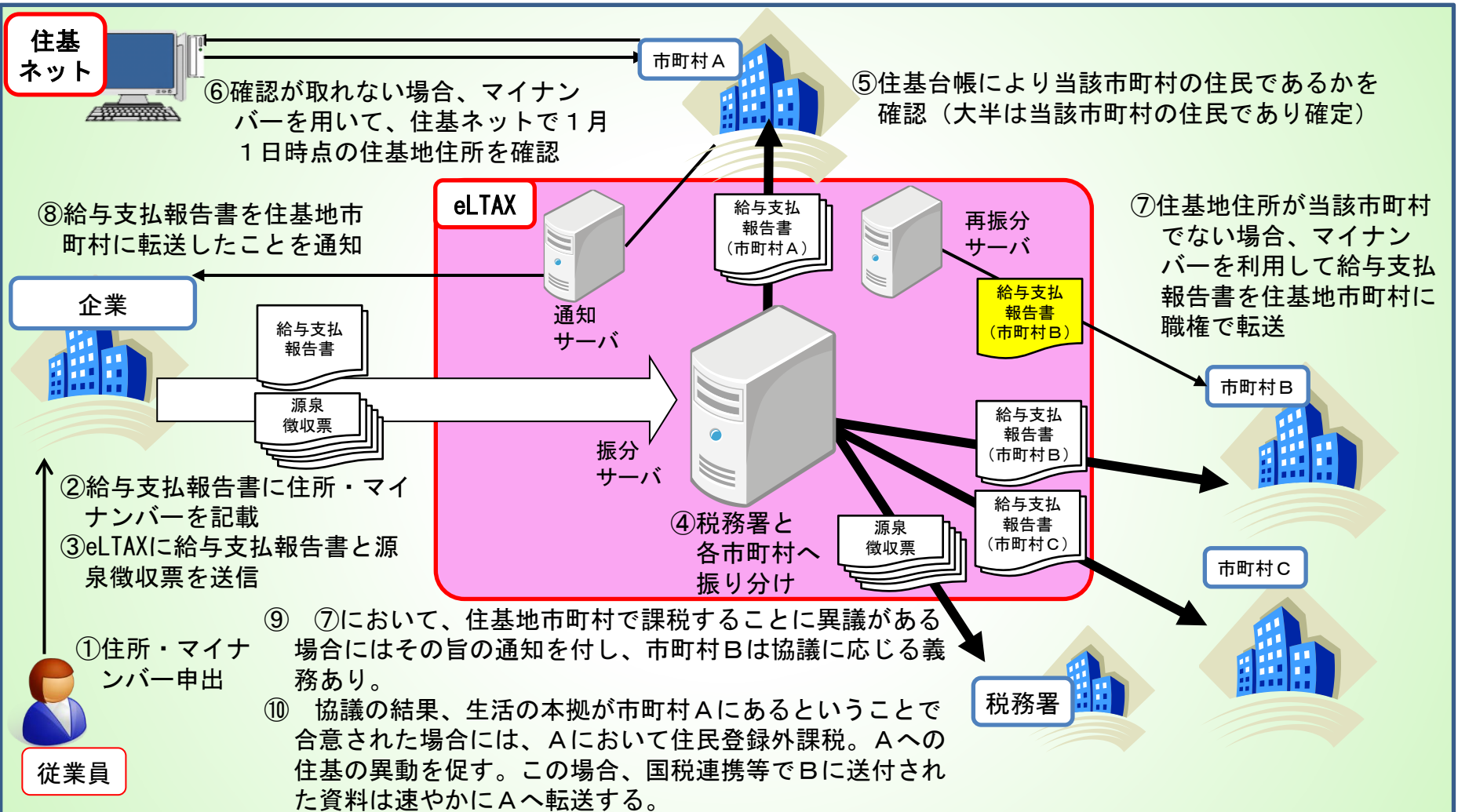
# マイナンバー活用による給与支払報告書の電子的提出先の再振分け（イメージ）



- 給与支払報告書と源泉徴収票の両方に共通する一種類の様式を送信すれば、必要な提出先に自動的に振り分けて提出されるようにすることで、企業の事務負担が軽減される。
- マイナンバーにより1月1日の住基地が容易に把握でき、住基地調査に係る負担が軽減される。
- マイナンバー導入後は、各種給付等における本人所得の確認は、情報提供ネットワークシステムを通じて行われるため、照会機関に混乱が生じないよう、住基地課税を徹底。
- ※ 住基地に居住実態がなく、居住実態のある居所地で住民登録外課税を行っているケースについては、居所地への住民登録（住民票）の異動を呼びかけ、居住実態に合致した住基地課税を促進。（居住実態のない住基地での課税を行おうとする趣旨ではない。）
- これと併せ、利子等の支払調書その他の法定調書等による給与所得以外の所得情報の住基地への集約を徹底すれば、より正確な所得情報の把握が可能となり、社会保障や税務をより公平公正に実現できる。

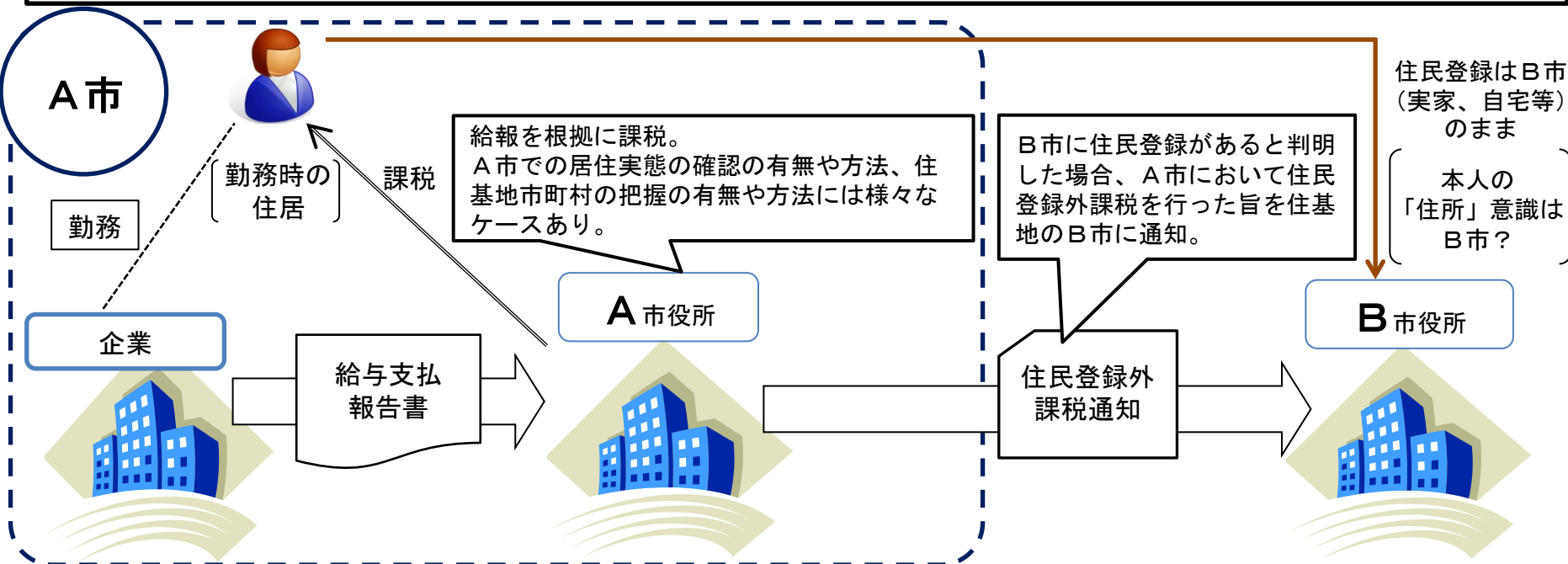
## (イメージ) 給与支払報告書の再振分の方法 (職権転送方式)

- 企業から給与支払報告書の提出を受けた市町村は、その者が当該市町村の住民であることを確認し、異なる場合は、給与支払報告書を住所地市町村に職権で転送する。併せて、企業に対して、給与支払報告書を住所地市町村に転送したことを通知する。



# 住民登録外課税について

市町村内に住所を有する個人には、市町村民税が課される。（地方税法第294条第1項）  
ただし、自団体の住民基本台帳に記録されていない者で、その者が自団体内に住所を有すると認定された場合には、その市町村は、その市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなして、市町村民税を課することができる。この場合には、その者が現に記録されている住民基本台帳に係る市町村の長に通知しなければならないこととされている。



## 地方税法第294条第3項

市町村は、当該市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が当該市町村内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録されている者とみなして、その者に市町村民税を課することができる。この場合において、市町村長は、その者が他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知ったときは、その旨を当該市町村の長に通知しなければならない。



# 住民登録外課税の実施状況について

(単位：人、枚、件)

	納税義務者数 (a)	給報提出枚数	給与所得者数 (b)	住登外課税 件数(c)	294条3項 通知件数	住登外課税前 居住調査
A市	482,932	488,232	406,513	2,844	2,841	○
B市	585,874	774,199	474,380	2,684	1,371	○
C市	437,616	572,432	348,077	4,385	-	×
D市	1,763,867	2,262,476	1,410,720	50,981	5,470	×
E市	731,455	755,251	630,383	6,311	4,592	○
F市	262,996	460,000	370,000	2,288	690	×
G市	361,655	513,218	304,076	1,997	1,997	○
H市	1,046,523	1,533,964	897,282	9,335	7,266	○
I市	597,178	917,871	-	13,900	10,295	○
J市	335,105	378,357	216,523	1,793	666	○
K市	534,353	741,825	429,437	4,965	1,961	○
L市	395,444	393,840	312,840	3,695	981	×
M市	671,067	983,653	551,020	15,897	6,219	×
N市	329,621	325,000	259,456	4,100	3,827	×
14市計	8,535,686	11,100,318	6,610,707	125,175	48,176	

※A市～N市は政令市  
 ※結果には一部概数を含む  
 ※‘-’は不明または未集計

(出典：平成27年2月 総務省「給与支払報告書の住民基本台帳上の住所での課税の徹底についての意見照会」結果)

⇒ 住登外課税を実施している割合  $(c/a) = 125,175 / 8,535,686 = 1.5\%$   
 給与所得者である納税義務者に対する住登外課税の割合  $(b/a)$   
 $= 125,175 / 6,610,707 = 1.9\%$

## 「住所」について

### 民法第22条

各人の生活の本拠をその者の住所とする。

### 地方自治法第10条第1項

市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及び都道府県の住民とする。

### 住民基本台帳法第4条

住民の住所に関する法令の規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第10条第1項に規定する住民の住所と異なる意義の住所を定めるものと解釈してはならない。

### 住民基本台帳法逐条解説（抜粋）

「住所」とは、地方自治法第10条第1項に規定する「住所」と同一であり、民法第22条と同様に各人の生活の本拠をいう。

民法第22条でいうところの「生活の本拠」とは、私的生活の中心地を意味するものである。人の生活環境が複雑化した今日においては、何をもって生活の本拠と判断すべきか極めて困難なケースも生じうるが、個人の生活の実質関係を考慮して具体的に決定するほかない。

# 住基地課税の徹底の必要性について

## 現状

- 市町村が住民登録外課税を行った個人について、他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知ったときは、その旨を当該市町村の長に通知。
- しかしながら、住登外課税を行った市町村では、国税当局からの法定調書を含め、当該個人についてのすべての所得情報が把握できていない。

マイナンバー  
導入

## 今後

- マイナンバーにより、市町村は1月1日の住基地が容易に把握できるようになる。
- マイナンバー導入後は、国税連携の進展（eLTAX経由での電子的提供）と相まって、国税当局からのマイナンバー付き法定調書等の個人の所得情報が住基地市町村に集約され、正確な名寄せ等に用いられることとなる。
- その際、現在のような住民登録外課税が行われていると、所得情報の集約、蓄積が進まず、適正な課税を行うことができない。

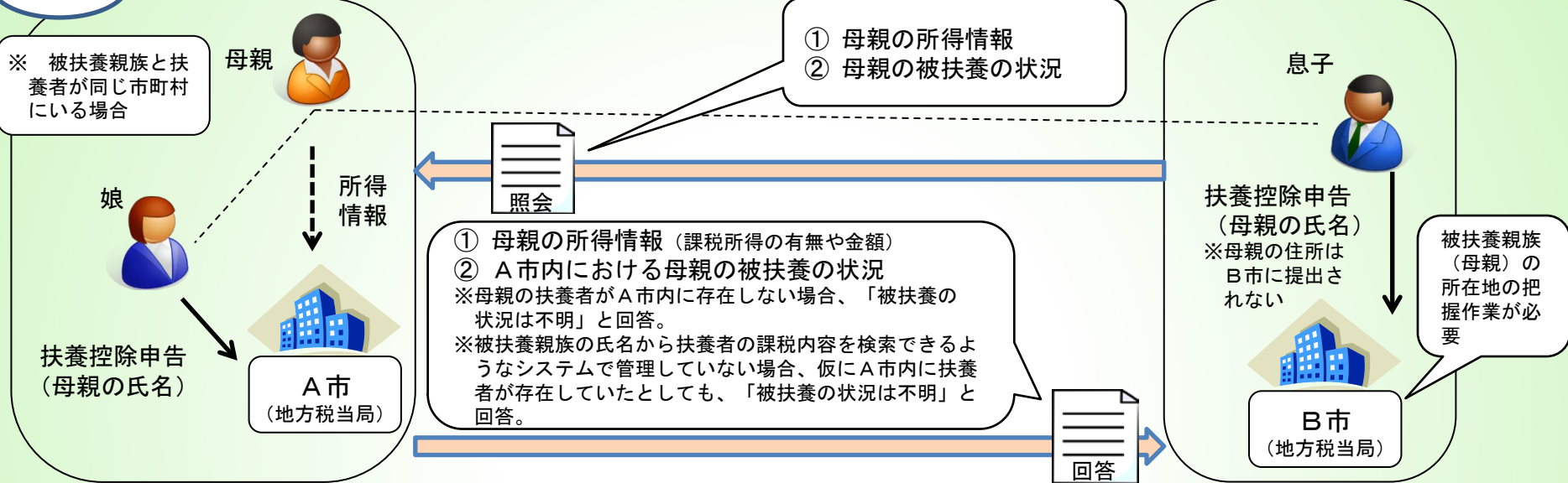
**住基地課税の徹底が必要**

# ③扶養控除要件確認の 精度向上

# 番号による扶養控除の要件の確認の精度向上について

- 現在、個人住民税の課税においては、被扶養親族の所得要件や被扶養の状況（二重扶養とっていないか）を確認するために、市町村間で書面による照会を行っている。

## 現状



B市在住の息子により被扶養親族として申告されたA市に住む母親の所得（扶養の要件を超えていないか）や被扶養の状況（他の者に扶養されていないか）について、B市がA市に対し書面により照会

- ・ B市は、母親の所在地市町村（A市）を特定するため、息子本人や勤め先への確認が必要。
- ・ B市は母親の住所・氏名を用いて照会するため、照会を受けたA市は母親の特定に手間がかかる。
- ・ 被扶養親族の所在地市町村であるA市以外に扶養者が存在している場合については、A市及びB市においては、そのことを把握できないため、結局、B市において扶養控除の適用を否認することができない。
- ・ A市内に扶養者が存在している場合であっても、A市が被扶養親族の氏名から扶養者の課税内容を検索できるようなシステムで管理していない場合は、A市内における被扶養の状況に係る照会について、「不明」と回答される。
- ・ 照会から回答までタイムラグ。

# 番号による扶養控除の要件の確認の精度向上について

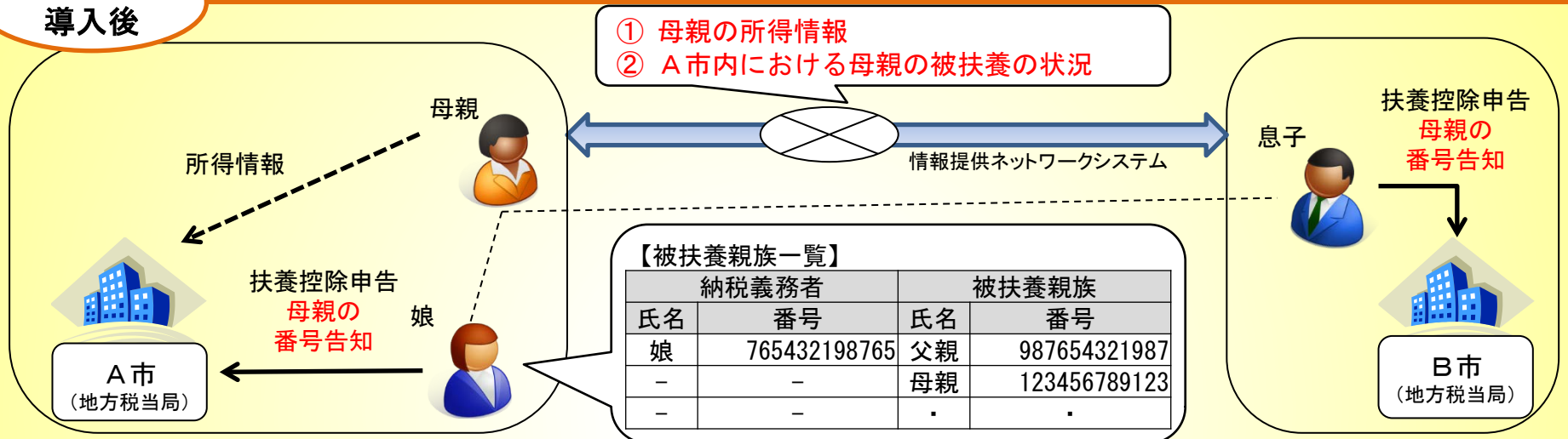
## ○ 平成27年度 個人住民税に係る所得捕捉等実態調査結果（平成27年8月～9月）

	被扶養親族の氏名から扶養者の課税情報を検索できるようなシステムで管理しているか。	照会に回答した後の自団体の扶養者への連絡等の対応	他団体の扶養者について情報管理しているか。情報管理している場合、どのような情報を記録しているか。	同一人物について複数照会を受けた場合の照会元市町村への連絡
A市	検索可能。	特に対応していない。	記録していない。	連絡を行っていない。
B市	検索可能。	特に対応していない。	記録していない。	連絡を行っていない。
C区	検索可能。	特に対応していない。	他団体の扶養者の住所・氏名・生年月日・続柄を記録している。	1件目の照会元市町村には連絡をしないが、2件目の照会元市町村に1件目の扶養者情報について情報提供する。
D市	検索可能。	特に対応していない。	他団体の扶養者の住所・氏名・生年月日・続柄を記録している。	1件目の照会元市町村には連絡をしないが、2件目の照会元市町村に1件目の扶養者情報について情報提供する。
E町	検索可能。	自団体の扶養者に対して重複扶養である旨通知を行い、扶養状況の確認をしている。	他団体の扶養者の住所・氏名・生年月日・続柄を記録している。	1件目の照会元市町村には連絡をしないが、2件目の照会元市町村に1件目の扶養者情報について情報提供する。
F市	検索可能。	特に対応していない。	他団体の扶養者の住所・氏名・生年月日・続柄を記録している。	1件目の照会元市町村には連絡をしないが、2件目の照会元市町村に1件目の扶養者情報について情報提供する。

# 番号による扶養控除の要件の確認の精度向上について

- マイナンバーの導入に伴い、各団体において、納税義務者（扶養者）ごとに被扶養親族情報を番号付きで管理することで、自団体内に存在する被扶養親族については、被扶養の状況（被扶養親族の所得情報や扶養者との扶養関係）を正確に把握することが可能となる。
- 情報提供ネットワークシステムを用いた照会により、正確かつ効率的に回答を行うことができるようになり、公平で正確な税負担の実現が前進。

## 番号制度導入後

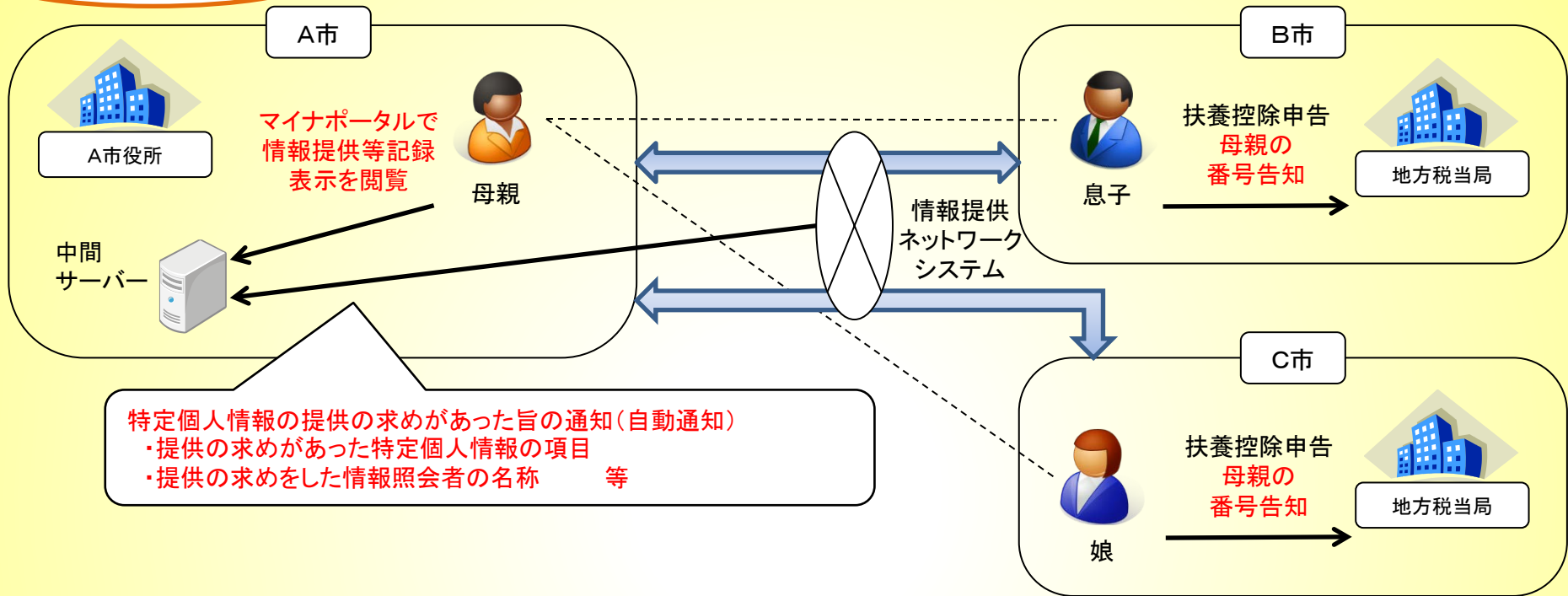


納税義務者（扶養者）ごとに被扶養親族情報を番号付きで管理することで、全ての団体が自団体内における被扶養の状況（被扶養親族の所得情報や扶養者との扶養関係）を正確に把握。情報提供ネットワークシステムを用いることで、正確かつ効率的に照会・回答が可能に。

- ・ 被扶養親族所在地であるA市は、母親の所得情報及びA市内において誰に扶養されているかを正確に把握（システムで検索可能）
- ・ B市は母親の番号を用いて住基ネットによる照会を行うことで、母親の所在地市町村を正確かつ効率的に把握
- ・ 照会を受けたA市は母親の番号を用いて、母親を正確かつ効率的に特定可能
- ・ B市からの照会に対し、母親の所得情報だけでなくA市内における被扶養の状況を正確に回答することが可能
- ・ 照会・回答に係る事務作業が簡略化され、効率性向上、回答に要する時間の短縮
- ・ 照会・回答内容がルール化・標準化され、正確性・効率性向上

# 扶養控除の要件(被扶養の状況)の確認の精度向上について

## 番号制度導入後



被扶養親族所在地市町村は、情報提供ネットワークシステムからの自動通知により、被扶養親族に係る情報について照会を受けたこと等の情報(提供した特定個人情報の項目、照会元市町村等)の把握・管理が可能に

- ・B市及びC市は、母親の番号を用いて、情報提供ネットワークシステムを用いた照会を行うことができる。
- ・特定個人情報について、情報提供ネットワークシステムによる照会があったときは、当該システムから自動的に中間サーバーにその旨の情報が届く。(マイナポータルにより、情報提供等記録を閲覧することが可能な状態になる。)
  - 母親が、マイナポータルを確認することにより、自らの扶養に関し、複数の照会があったことに気付くことができる。
- ・A市は、情報提供ネットワークシステムにより、「提供の求めがあった特定個人情報の項目」等の自動通知を受信。
  - この通知の受信により、複数の照会を受けた事実がA市に到達することとなる。(重複扶養の抑止につながる効果。)



# 番号制度導入後の給与支払報告書(案)

(例)

番号制度導入前

給与支払報告書(個人別明細書)

支払を受ける者  
氏名  
住所  
支払金額  
給与所得控除後の金額  
所得控除の合計額  
源泉徴収税額  
控除対象配偶者の有無等  
配偶者特別控除の額  
控除対象扶養親族の数  
障害者の数  
社会保険料等の金額  
生命保険料の控除額  
地震保険料の控除額  
住宅借入金等特別控除の額  
住宅借入金等特別控除可能額  
国民年金保険料等の金額  
配偶者の合計所得  
個人年金保険料の金額  
旧長期消費者保険料の金額  
居住開始年月日  
中途就・退職  
受給者生年月日  
住所(居所)又は所在地  
氏名又は名称  
(電話)

※(摘要)に控除対象配偶者、扶養親族の指名、控除及び前欄分の加算額、支払者等に記入してください。

※ 現在、「摘要」欄に、控除対象配偶者及び扶養親族の名前が記入され、扶養親族のうち、16歳未満の扶養親族については、「〇〇(年少)」と記入されている。

※ A6サイズ

「控除対象配偶者」「控除対象扶養親族」「16歳未満の扶養親族」の個人番号を記載

番号制度導入後のイメージ

※確定様式ではありません

給与支払報告書(個人別明細書)

支払を受ける者  
氏名  
住所  
支払金額  
給与所得控除後の金額  
所得  
控除対象配偶者の有無等  
配偶者特別控除の額  
控除対象扶養親族の数  
障害者の数  
社会保険料等の金額  
生命保険料の控除額  
地震保険料の控除額  
住宅借入金等特別控除の額  
住宅借入金等特別控除可能額  
国民年金保険料等の金額  
配偶者の合計所得  
個人年金保険料の金額  
旧長期消費者保険料の金額  
居住開始年月日  
中途就・退職  
受給者生年月日  
住所(居所)又は所在地  
氏名又は名称  
(電話)  
個人番号又は法人番号

「支払を受ける者」の個人番号を記載

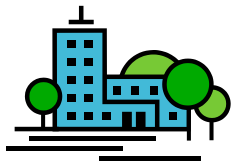
「支払者」の個人番号又は法人番号を記載

※ A5サイズに変更

# 扶養是正情報等の市区町村から国税庁へのデータ送信のイメージ

## 平成25年6月まで

①調査により、控除の否認や申告漏れ所得の認定を実施



市区町村

②市区町村から税務署へ控除や合計所得金額の変更に係る情報を書面で提供(様式任意)



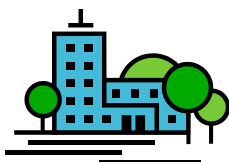
③市区町村から提供された情報を基に税額を変更



税務署

## 平成25年6月以降

①調査により、控除の否認や申告漏れ所得の認定を実施

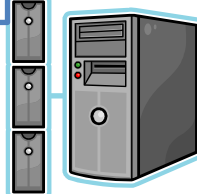


市区町村

メリット  
電子化による業務の標準化、事務の効率化が進む可能性

対応可能な団体からデータでの提供に移行

②市区町村から税務署へ控除や合計所得金額の変更に係る情報を「書面(様式任意)」又は「eLTAXの国税連携ネットワークシステムを通じて電子データ(データレイアウトを統一)」で提供



地方税ポータル  
(地方税電子化協議会)



連絡サーバ  
(国税庁)



税務署

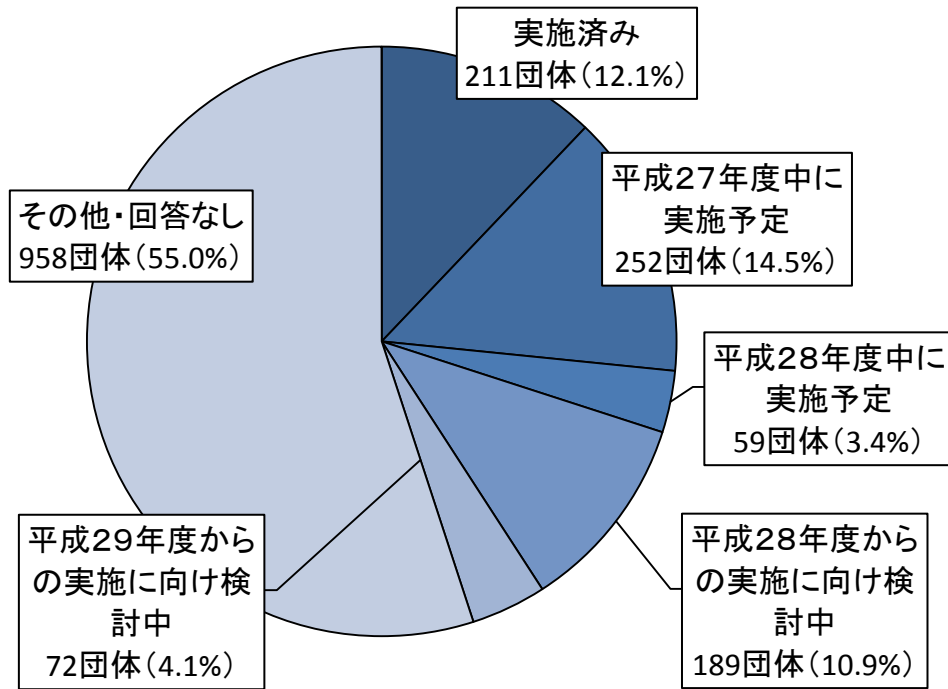
メリット  
i)従来紙で受け取っていた情報を電子的に受領することで業務の効率化  
ii)データレイアウトの統一化により、必要な情報を確実に入手

# 扶養是正情報等の市区町村から国税庁への電子データによる送信の実施状況

- 現在、国税庁への電子データによる送信を実施済みの団体は211団体であり、昨年度の調査（平成26年 6月）では、140団体であった。
- 平成27年度中に電子データによる送信の準備が完了する予定の団体は252団体。

Q. 国税庁への扶養是正情報等の電子的送付を実施していますか。

(市区町村1,741団体)



○平成26年度実施済の団体の都道府県別の状況

都道府県	実施率	都道府県	実施率
北海道	16.2%	滋賀県	5.3%
青森県	17.5%	京都府	3.8%
岩手県	12.1%	大阪府	18.6%
宮城県	5.7%	兵庫県	9.8%
秋田県	8.0%	奈良県	15.4%
山形県	5.7%	和歌山県	10.0%
福島県	22.0%	鳥取県	31.6%
茨城県	22.7%	島根県	5.3%
栃木県	12.0%	岡山県	7.4%
群馬県	5.7%	広島県	8.7%
埼玉県	15.9%	山口県	5.3%
千葉県	7.4%	徳島県	4.2%
東京都	12.9%	香川県	0.0%
神奈川県	42.4%	愛媛県	5.0%
新潟県	13.3%	高知県	0.0%
富山県	6.7%	福岡県	20.0%
石川県	10.5%	佐賀県	0.0%
福井県	11.8%	長崎県	19.0%
山梨県	7.4%	熊本県	4.4%
長野県	18.2%	大分県	11.1%
岐阜県	9.5%	宮崎県	3.8%
静岡県	5.7%	鹿児島県	14.0%
愛知県	13.0%	沖縄県	2.4%
三重県	6.9%		

# 参考条文

## 番号法（抄）

（利用範囲）

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 略

3 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第九十七条第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第一項から第三項まで、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第二十九条の三第四項若しくは第五項、第三十七条の十一の三第七項若しくは第三十七条の十四第九項、第十三項若しくは第十五項、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七条第二項若しくは第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第四条第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

4～5 略

## 番号法（抄）

（特定個人情報の提供の制限）

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき。

二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき（第10号に規定する場合を除く。）。

三～六 略

七 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

八 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第四十八条第七項、第七十二条の五十八、第三百七条又は第三百二十五条の規定その他政令で定める同法又は国税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。）に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

九～十一 略

十二 各議員若しくは各議員の委員会若しくは参議院の調査会が国会法第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）若しくは各議員における証人の宣誓及び証言等に関する法律第1条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第53条において「各議員審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

十三 略

十四 その他これらに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定めるとき。

# 番号法（抄）

## 別表第一（第九条関係）

十六 都道府県知事又は市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの
十七 国税庁長官	地方税法による譲渡割の賦課徴収又は譲渡割に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの
八十九 都道府県知事	地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの

## 別表第二（第十九条、第二十一条関係） ※地方税分野が提供を受けるもの。

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
二十七 市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
		都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの
二十八 都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
二十九 厚生労働大臣又は共済組合等	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの

# 番号法施行令（抄）

（特定個人情報を提供することができる地方税法等の規定）

第二十二條 法第十九條第八號の政令で定める地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六號）又は国税に関する法律の規定は、同法第四十八條第二項、第七十二條の五十九又は第二百九十四條第三項の規定その他主務省令で定める同法の規定とする。

（地方税法等の規定により提供される特定個人情報の安全を確保するために必要な措置）

第二十三條 法第十九條第八號の政令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目その他主務省令で定める事項を記録し、並びに当該記録を第二十九條に規定する期間保存すること。
- 二 提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく特定個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として主務省令で定める措置

（公益上の必要がある場合）

第二十六條 法第十九條第十二號の政令で定める公益上の必要があるときは、別表に掲げる場合とする。

別表（第二十六條、第三十四條関係）

一 ～ 七 略

八 租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請が行われるとき。

九 ～ 二十六 略



## 番号法施行規則（抄）

（特定個人情報を提供することができる地方税法の規定）

第十九条 令第二十二條の主務省令で定める地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定は、同法第八條第一項若しくは第二項（同法第八條の二第三項（同法第八條の三第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第八條の二第一項若しくは第二項、第八條の三第一項若しくは第三項、第十九條の六、第二十條の三第一項、第二十條の四第一項、第四十一條第三項、第四十六條第一項から第三項まで、第四十八條第三項若しくは第五項、第五十三條第四十項若しくは第四十一項、第五十五條の三、第五十五條の五、第五十八條第四項若しくは第六項、第六十三條、第七十二條の二十五第二項（同條第六項（同法第七十二條の二十八第二項又は第七十二條の二十九第二項において準用する場合を含む。）、同法第七十二條の二十八第二項又は第七十二條の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四項（同法第七十二條の二十五第七項（同法第七十二條の二十八第二項又は第七十二條の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第七十二條の二十八第二項又は第七十二條の二十九第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五項（同法第七十二條の二十八第二項又は第七十二條の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第七十二條の三十九の三、第七十二條の三十九の五、第七十二條の四十、第七十二條の四十八の二第二項、第四項、第六項、第八項若しくは第十二項、第七十二條の四十九の二、第七十二條の五十第三項、第七十二條の五十四第三項、第七十二條の九十四、第七十三條の十八第三項、第七十三條の二十一第三項若しくは第四項、第七十三條の二十二、第七十三條の二十三、第七十四條の十九、第四百四十四條の八第四項、第四百四十四條の九第二項若しくは第九項、第四百四十四條の三十四第四項、第四百四十四條の三十五第四項、第三百二十一條の十四第四項若しくは第六項、第三百二十一條の十五第一項若しくは第三項、第三百四十九條の四第六項若しくは第七項、第三百五十四條の二（同法第七百四十五條第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三百八十九條第一項若しくは第四項（同法第四百十七條第三項において準用する場合を含む。）、第三百九十九條（同法第四百十七條第四項において準用する場合を含む。）、第四百一條第四号若しくは第五号、第四百十七條第二項、第四百十九條第一項、第四百二十一條、第四百七十九條、第六百五條、第七百一條の五十五、第七百四十二條、第七百四十三條第一項若しくは第二項又は第七百四十四條の規定とする。

（地方税法等の規定により提供される特定個人情報の安全を確保するために必要な措置）

第二十条 令第二十三條第三号の主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 特定個人情報の提供を受ける者に対し、特定個人情報を提供する者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供を受ける特定個人情報の項目を記録し、並びに当該記録を令第二十九條に規定する期間保存するよう求めること。
- 二 国税庁長官又は都道府県知事若しくは市町村長の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して特定個人情報を提供する場合には、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として内閣総理大臣が定める基準に従って行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として内閣総理大臣が定める措置